

参考資料

20240111中庁第3号
令和6年1月11日

各府省等中小企業官公需担当官 殿

中小企業庁長官

令和6年能登半島地震による災害により被災した地域の中小企業
・小規模事業者に対する官公需における配慮について（要請）

官公需に関する中小企業・小規模事業者の受注機会の増大につきまして、平素より格段の御配慮を頂き御礼申し上げます。

さて、御承知のとおり、令和6年能登半島地震によって、甚大な被害が発生しました。

政府においては、当該災害について激甚災害指定を行い、被災した中小企業・小規模事業者に対し、災害復旧等に向けた各種金融支援等により、幅広く中小企業支援を講じることとなりました。

つきましては、貴府省等の官公需の発注に当たっては、被災地域の中小企業・小規模事業者に対し、下記の事項に関する特段の御配慮と、改めて受注機会の増大についてお願い申し上げます。また、本内容に関しては、所管各部局（地方支分部局を含む。）及び独立行政法人等の契約担当窓口に至るまで、周知徹底していただくよう、お願いいたします。

記

1. 官公需相談窓口における相談対応

国等は、官公需相談窓口において、被災地域の中小企業・小規模事業者の相談に適切に対応し、その受注機会の増大に努めるものとする。

2. 適正な納期・工期の設定及び迅速な支払

国等は、被災地域における物件等の発注に当たっては、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮するとともに、支払

については、発注にかかる工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに行うよう努めるものとする。

3. 地域中小企業の適切な評価

国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、緊急性、迅速性が損なわれないよう配慮しつつ、地域の建設業者等を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる役務及び工事等において適切な地域要件の設定や、地域への精通度等地域企業の適切な評価等に努めるものとする。

4. 適切な予定価格の作成

国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、当該地域における需給の状況等を踏まえ、「令和5年度中小企業者による国等の契約の基本方針」（令和5年4月25日閣議決定）の第2「4」（2）に掲げる適切な予定価格を作成するものとする。

以上

20240111中庁第3号
令和6年1月11日

各都道府県知事 殿

中小企業庁長官

令和6年能登半島地震による災害により被災した地域の中小企業
・小規模事業者に対する官公需における配慮について（要請）

官公需に関する中小企業・小規模事業者の受注機会の増大につきまして、平素より格段の御配慮を頂き御礼申し上げます。

さて、御承知のとおり、令和6年能登半島地震によって、甚大な被害が発生しました。

政府においては、当該災害について激甚災害指定を行い、被災した中小企業・小規模事業者に対し、災害復旧等に向けた各種金融支援等により、幅広く中小企業支援を講じることとなりました。

こうした状況の中、国等の官公需の発注に当たっては、本日付けで各府省等に対して、今回の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する特段の配慮と、改めて受注機会の増大について、下記のとおり要請しております。

つきましては、貴都道府県におかれましても、官公需の発注に当たっては、国等への要請に準じて、被災地域の中小企業・小規模事業者に対する特段の御配慮をお願い申し上げます。

なお、本件につきまして、貴都道府県内の市区町村に対し、上記の趣旨を周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 官公需相談窓口における相談対応

国等は、官公需相談窓口において、被災地域の中小企業・小規模事業者の相談に適切に対応し、その受注機会の増大に努めるものとする。

2. 適正な納期・工期の設定及び迅速な支払

国等は、被災地域における物件等の発注に当たっては、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮するとともに、支払については、発注にかかる工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに行うよう努めるものとする。

3. 地域中小企業の適切な評価

国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、緊急性、迅速性が損なわれないよう配慮しつつ、地域の建設業者等を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる役務及び工事等において適切な地域要件の設定や、地域への精通度等地域企業の適切な評価等に努めるものとする。

4. 適切な予定価格の作成

国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、当該地域における需給の状況等を踏まえ、「令和5年度中小企業者による国等の契約の基本方針」（令和5年4月25日閣議決定）の第2「4」（2）に掲げる適切な予定価格を作成するものとする。

以上